



新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さまへ

## いわき市新型コロナウイルス対策特別資金

福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）、  
小規模事業者経営改善資金融資制度（通称「マル経融資」）【裏面参照】に基づき、  
資金を借受けた市内に事業所を有する中小企業者等に利子補給と信用保証料の補助を行います。



### 利子補給補助

融資利率(年 1.5%以内)

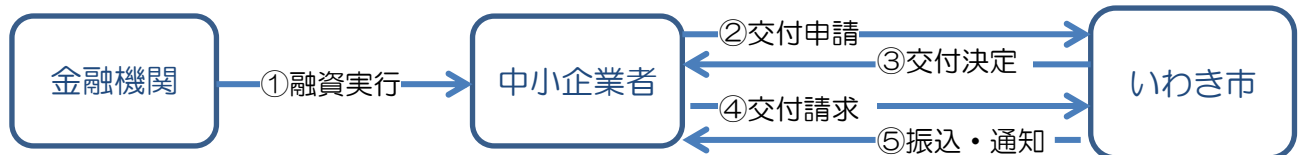
→3年間で100万円まで定額補助

### 信用保証料補助

保証料率(年 0.5%)

→50万円まで定額補助

◆手続き：融資実行後に申請してください。（利子補給は当該年度分を翌年払い）



◆必要書類：次の書類をそろえて、郵送・持参にてご提出ください

- ・補助金等交付申請書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ・融資契約書の写し/返済予定表の写し/信用保証書等の写し/口座振替依頼書
- ・市税完納証明書 ほか

### 【参考】その他ご利用いただける制度（市補助は対象外）

#### ◆日本政策金融公庫

##### ▶新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

##### ▶特別利子補給制度

上記の特別貸付を利用した中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

※上記制度の詳細は公庫のURLをご参照ください。… <https://www.jfc.go.jp/>

問合せ先：専用ダイヤル…0120-154-505 いわき支店…0246-25-7251

<問い合わせ先> いわき市 産業創出課（本庁舎7階）

住所：970-8686 いわき市平字梅本 21

電話：0246-22-1126 FAX：0246-22-1198

e-mail sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp

ホームページ [いわき市産業創出課](#)で検索

## 福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）

- **対象者** 県内に事業所を有し、1年間以上継続して事業を行っている中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として
  - ①最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、
  - ②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、危機関連保証又はセーフティネット4号保証に関する市町村長の認定が必要となります。）
- **融資限度** 運転資金、設備資金8,000万円（併用時は8,000万円限度）
- **融資期間** 10年以内（うち据置1年以内）
- **融資利率** 固定 年1.5%以内
- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。  
年0.5%（責任共有制度対象外100%保証）
- **担保** 審査により必要になる場合があります。
- **保証人** 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- **申込み先** 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- **問合せ先** 県庁 商工労働部 経営金融課 電話 024-521-7288

## 小規模事業者経営改善資金融資制度（通称「マル経融資」）

- **対象者** ①商工会議所や商工会等の経営指導を受けている小規模事業者で推薦を受けた方、かつ、  
②新型コロナウイルス感染症の影響により直近1か月の売上が前年又は前々年の同期比で5%以上減少している方
- **融資限度** 運転資金、設備資金1,000万円（通常部分の別枠）
- **融資期間** 運転：7年以内（据置3年以内）、設備：10年以内（据置4年以内）
- **融資利率** 当初3年間：固定 年0.31% 3年経過後：1.21%
- **申込み先** 市内の商工会議所、商工会
- **問合せ先**
  - いわき商工会議所 … 本所 電話 25-9152 /小名浜支所 電話 53-5175  
常磐支所 電話 43-2757 /勿来支所 電話 63-6521
  - 商工会 … 内郷商工会 電話 26-1256 /四倉町商工会 電話 32-2900  
遠野町商工会 電話 89-2174 /小川町商工会 電話 83-0133  
好間町商工会 電話 36-3133 /三和町商工会 電話 86-2153  
田人町商工会 電話 69-2520 /久之浜町商工会 電話 82-3131